

おしぼりタオル等供給業務仕様書

- 1 業務名 京都市立京北病院おしぼりタオル等供給業務
- 2 契約期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契約条件
 - (1) 別紙仕様書のとおり。
 - (2) 当該契約は、長期継続契約とする。
 - (3) 予算が減額された場合等の途中解約
 - ① 地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「甲」という。)は、翌年度以降において賃貸借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
 - ② 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る受託事業者(以下「乙」という。)の取得費用及び付随費用の合計額が、既に甲が乙に対して支払った当該契約に係る金額を上回っていても、乙は、その差額を甲に請求することはできない。
 - ③ 乙は、前項に定めるもののほか、甲がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。

おしぼりタオル等供給業務仕様書

京都市立京北病院における、おしぼりタオル等供給業務について、その仕様を下記のとおり定める。以下、京都市立京北病院を「甲」、受託者を「乙」とする。

- 1 契約期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 2 乙はこの仕様書の定める条件に従い、甲におけるおしぼりタオル等の供給を行うものとする。
- 3 供給すべきおしぼりタオル等の内容及び年間予定数量は、別表のとおりとする。

※予定数量は、数量の概数を示したものであるので必ずしも当該数量を確約するものではない。

4 業務の概要

- (1) おしぼりタオル等の供給は、毎週決まった日に各リネン庫に搬入する。(タオルの種類ごとに整理しておく。)なお、供給にあたっては、衛生面や感染の防止に充分配慮する。
- (2) 不足を生じないための予備数を常備する。
- (3) おしぼりタオル等の回収は、毎週決まった日に各不潔リネン庫から搬出する。回収したおしぼりタオル等は、持ち帰り洗濯業務を行う。

5 洗濯の基準

洗濯にあたっては、「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)の別添1に定める衛生基準に従い、適切に業務を遂行する。

- 7 甲の責に帰すべき事由による、紛失、焼失、大破損等により、乙に返戻できなくなった場合は、双方協議のうえ実費を支払うことができる。
- 8 甲・乙双方は、おしぼりタオル等の衛生管理に注意し、これらを取扱う従業員に対して、労働安全衛生法に従い、所定の健康診断を実施するものとする。
- 9 乙は、天災、地変、人災、倒産等のため、一定期間継続しておしぼりタオル等を提供できない場合は、速やかに甲に通知し、甲の了解のもとに、責任をもって本契約履行のための措置を講じなければならない。
- 10 甲、乙、は、他方に契約不履行又は詐欺、その他不正の行為があると認めるときは、締結された契約を解除することができる。
- 11 甲・乙は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲・乙協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、甲の解釈によるものとする。
- 12 乙は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

13 乙は業務の実施に当たり患者等第三者に損害を及ぼした場合、甲の責に帰すべき事由による時の他は、乙は第三者に損害賠償の責を負わねばならない。

(別表)

おしぼりタオル等の内容及び予定数量

品名	素材・規格	サイズ	年間予定数量(枚)
バスタオル	白 綿 100% 800 匁	63 c m×130 c m	2,400
フェイスタオル	白 綿 100% 220 匁	34 c m×87 c m	4,800
おしぼりタオル	白 綿 100% 80 匁	33 c m×41 c m	4,800